

『緊急授業料免除(令和2年度後期)』募集要項

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計が急変した学生に対して、提出書類による選考の上、令和2年度後期授業料の3つの段階に応じた額(全額・半額・4分の1の額)の免除を行います。

通常の授業料免除は、前年度の所得で審査を行いますが、「緊急授業料免除」は、家計急変後の収入見込みで審査を行います。

※1 高等教育修学支援新制度(日本学生支援機構の給付型奨学金と授業料等減免による支援)に採用が決定した者については、「緊急授業料免除」の支援対象外となります。なお、採用が決定していない者については、「緊急授業料免除」に申請していただいて構いません。

※2 新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響がなく、後期の授業料免除を希望する場合は、本学WEBサイトに掲載する「授業料免除申請のしおり」を確認して、通常の授業料免除に申請してください。

2. 支援対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や廃業等に伴い、家計維持者(※1)の事由発生後の所得(※2)が事由発生以前の所得と比較し減少した者(※3)のうち、本学の授業料免除制度の基準に該当することとなる学部生及び大学院生(既に授業料免除を申請している者を含む)が対象となります。

※1 家計維持者について

- ・家計維持者とは、父・母又は父母に代わり家計を支持する者である。
- ・父母等の扶養下にない学生及び私費留学生については、独立生計者とする。

※2 所得について

- ・家計維持者の年間の給与収入(自営業については事業収入から必要経費を差し引いた金額)の見込額により比較する。
- ・父母等の扶養下にある場合は、父母等の所得を合算した額とする。
- ・独立生計者は、申請者本人及び配偶者の所得を合算した額とする。

※3 所得の減少について

- ・日本人学生等：事由発生後、直近3ヶ月分の所得に4を乗じた金額が、令和2年度の所得課税証明書(内容は令和元年分)等に記載の所得と比べて減少していること。
- ・私費留学生：本国にいる家族等からの仕送りや申請者本人のアルバイト収入等の合算した額が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い減少していること

3. 申請期間

在学生： 令和2年9月14日(月)～9月28日(月)

新入生(令和2年10月入学者)： 令和2年10月19日(月)～10月30日(金)

4. 申請手続

1)以下の必要書類を準備。

※申請する際に、下記の書類を提出することが困難な場合等は下記担当にご相談ください。

【日本人学生等】

①と②は提出必須、③～⑥は該当するものを提出してください。

提出の際、②～⑥は写真等に変換してください。

項目	必要書類
提出必須	①新型コロナウイルス感染症の影響に係る授業料免除申請・収入申告書(excel ファイル)(※1) ②家計維持者(※2)の令和2年度所得課税証明書(又は令和2年度住民税税額決定通知書)
家計維持者(※2)が会社等に勤めている(勤めていた)場合	③家計維持者(※2)の直近3ヶ月分の給与収入を示す書類 例えば、給与明細書や休職・退職等を示す書類
家計維持者(※2)が自営業等を営んでいる(営んでいた)場合	④家計維持者(※2)の直近3ヶ月分の所得等を示す書類(収入から必要経費を差し引き、所得を確認できるもの) 例えば、帳簿等や休業・廃業等を示す書類
家計維持者(※2)が年金(企業年金含む)を受給している場合	⑤家計維持者(※2)の年金受給額がわかる書類(年金額改定通知書等)
国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受ける場合	⑥公的支援の受給証明書(※3) ※公的支援の受給証明書の取得が申請期間内に間に合わない場合は、その書類を取得次第、提出してください。

【留学生】

①は提出必須、②・③は該当するものを提出してください。提出の際、②・③は写真等に変換してください。

項目	必要書類
提出必須	①新型コロナウイルス感染症の影響に係る授業料免除申請・収入申告書(留学生用)(excel ファイル)(※1)
日本での居住先の賃貸契約書を提出できる場合	②賃貸契約書(契約者名・契約期間・家賃が確認できるページ) ※本学の学生寮・国際交流会館に住んでいる場合は提出不要
事由発生後、申請者本人(または配偶者)にアルバイト等による収入がある場合	③申請者本人(または配偶者)の直近3ヶ月分のアルバイト収入等を示す書類 例えば、令和2年6～8月の給与明細書

※1.「新型コロナウイルス感染症の影響に係る授業料免除申請・収入申告書」については、「父母等の扶養下にある者」「独立生計者」「留学生用」の3種類がありますので、該当する書類を本学ホームページ(<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/>)からダウンロードの上、必要事項を入力してください。

※2.家計維持者とは、「父母等、または、独立生計の場合は申請者本人及び配偶者」を指します。

※3.公的支援の受給証明書については、日本学生支援機構 HPをご確認ください。

(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhens/coronavirus.html)

なお、世帯構成員あたり1人10万円の「特別定額給付金」及び経済的に困窮する学生に10万円(住民税非課税世帯の学生には20万円)を給付する「学生支援緊急給付金」は除外します。

【前期の緊急授業料免除又は後期の授業料免除を申請している学生】

- ・日本人学生においては、「家計維持者の年金額がわかる書類」及び「公的支援の受給証明書」を提出済みの場合は、提出不要です。
- ・留学生で「賃貸契約書」を提出済みの場合は、提出不要です。

2) 必要書類を添付の上、以下の要領で全学基本メール(…@s.kyushu-u.ac.jp)にて提出。

- 宛先 : 学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係
- メールアドレス : kinkyumenjyo@jimu.kyushu-u.ac.jp
- 件名 : 「緊急授業料免除の申請」
- 本文 : 学生番号及び学生氏名を明記

3) 必要書類提出後の留意点

- 必要書類を提出した学生に対して、在学生は10月中旬頃、新入生は11月中旬頃を目途に受付完了の旨を全学基本メールにより送信しますので、そのメールが届いていることを確認してください。
- 申請内容に不備があった場合や不足書類があった場合は、担当者から別途、不備解消の連絡をメールや電話等で行いますので、常に連絡がとれるようにしておいてください。担当者からの連絡に応答がない場合、申請を受理しないことがあります。

5. 選考結果の通知

- 通知時期 : 令和2年12月下旬頃
- 通知方法 : 学生ポータルの「貴方宛のお知らせ」に通知

6. 申請後の授業料の取り扱い

選考結果の通知まで、授業料の口座引き落としを保留とします。

選考の結果、授業料の半額免除・1/4 額の免除または不許可となった者は、選考結果通知に従い、授業料を納入してください。

【令和2年10月入学者への注意事項】

緊急授業料免除を申請する者は、授業料の引き落とし口座に授業料引き落とし日（10月27日）と前営業日に授業料分の残高が入っていないようにしてください。

なお、授業料が引き落された後に、緊急授業料免除の対象者として認定された場合は、免除された授業料を返還します。

7. 問い合わせ先

- 担当部署 : 九州大学学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係
- Email : kinkyumenjyo@jimu.kyushu-u.ac.jp
- 電話番号 : 092-802-5948・5949